

2025年（令和7年）8月1日から 保険証の扱いが変わります

ご不明な点などお気軽にお問合せ・ご相談ください。 しずさと診療所

■国民健康保険の場合

*マイナ保険証を持っている方（これまで利用してこなかった方も含まれます）

- ・8月1日以降は、マイナ保険証に一本化されます。
- ・さまざまな理由でマイナ保険証を使用することが困難な方は「資格確認書」（保険証に代わるもの）の交付を申請することができます。
- ・また、マイナカードから健康保険証の登録を解除することもできます。解除すると「資格確認書」が交付されます。

※詳しくは受付にご相談ください。

*マイナ保険証を持っていない方

- ・7月中に保険証に代わる「資格確認書」が申請しなくてもご自宅に届きます。

■後期高齢者医療の場合

- *マイナ保険証の有無にかかわらず、全員に「資格確認書」（従来の保険証に代わるもの）が交付されます。申請なしで7月中に届きます。

■協会けんぽ・組合健保など被用者保険の場合

- *12月1日まで、現在お持ちの健康保険証を使うことができます。
- *12月2日以降はマイナ保険証に一本化されますが、マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」が交付されます。

<重要>マイナ保険証を利用されている方・される方へ

- マイナ保険証には電子証明の有効期限があります。期限が切れるとマイナ保険証として使えなくなります。更新が必要ですのでご注意ください。
※マイナカードにはカード自体の有効期限と電子証明の有効期限の2つがあります。
- 機械的なトラブル等により、資格確認ができない場合があります。そのための、すでに送付されている「資格情報のお知らせ」を常時携帯されていると、受付にマイナカードといっしょに提示いただくと資格確認をとることができます。

私たちは、健康保険証の復活を求めています

西濃医療生活協同組合

マイナ保険証は、現在もシステムトラブルや読み取り機の不具合などが生じており、資格確認ができないケースがあります。このような状況でのマイナ保険証一本化には反対です。資格確認書の交付は暫定的な措置であるため来年どうなるか分かりません。従来の健康保険証を復活させ、マイナ保険証でも健康保険証でも使える仕組みを求めています。